

平成25年度決算数値による 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」等の概要（速報値）

※〔 〕内は昨年度（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 （公営企業）
福 知 山 市	－〔－〕	－〔－〕	10.3〔10.8〕	100.9〔115.6〕	－〔10.4〕（宅造：石原）
舞 鶴 市	－〔－〕	－〔－〕	10.5〔10.4〕	80.9〔75.3〕	－〔158.7〕（市場）
綾 部 市	－〔－〕	－〔－〕	13.6〔13.5〕	75.5〔63.9〕	
宇 治 市	－〔－〕	－〔－〕	3.1〔3.5〕	－〔－〕	
宮 津 市	－〔－〕	－〔－〕	14.7〔15.6〕	175.5〔214.1〕	
亀 岡 市	－〔－〕	－〔－〕	12.0〔13.3〕	146.5〔146.8〕	
城 陽 市	－〔－〕	－〔－〕	10.2〔12.6〕	97.9〔109.3〕	4.6〔－〕（下水道）
向 日 市	－〔－〕	－〔－〕	3.1〔3.3〕	4.0〔7.9〕	
長 岡 京 市	－〔－〕	－〔－〕	1.4〔3.0〕	1.5〔7.4〕	
八 幡 市	－〔－〕	－〔－〕	0.5〔1.7〕	17.9〔28.3〕	
京 田 辺 市	－〔－〕	－〔－〕	5.5〔6.4〕	－〔－〕	
京 丹 後 市	－〔－〕	－〔－〕	14.8〔15.4〕	101.8〔111.7〕	
南 丹 市	－〔－〕	－〔－〕	15.1〔17.1〕	121.2〔134.5〕	
木 津 川 市	－〔－〕	－〔－〕	12.5〔12.3〕	76.6〔70.1〕	
大 山 崎 町	－〔－〕	－〔－〕	14.0〔13.0〕	62.3〔71.4〕	
久 御 山 町	－〔－〕	－〔－〕	1.8〔2.3〕	－〔－〕	
井 手 町	－〔－〕	－〔－〕	1.6〔3.0〕	－〔－〕	
宇 治 田 原 町	－〔－〕	－〔－〕	8.7〔9.8〕	－〔－〕	
笠 置 町	－〔－〕	－〔－〕	14.9〔16.5〕	28.2〔29.8〕	
和 束 町	－〔－〕	－〔－〕	16.3〔17.5〕	107.7〔118.7〕	
精 華 町	－〔－〕	－〔－〕	14.1〔13.9〕	121.2〔135.5〕	
南 山 城 村	－〔－〕	－〔－〕	12.9〔14.8〕	62.3〔87.7〕	
京 丹 波 町	－〔－〕	－〔－〕	14.4〔14.4〕	117.2〔133.5〕	
伊 根 町	－〔－〕	－〔－〕	7.8〔9.0〕	－〔－〕	
与 謝 野 町	－〔－〕	－〔－〕	14.7〔15.6〕	135.2〔156.1〕	
国民健康保険南 丹病院組合					
国民健康保険山 城病院組合					
京 都 市	－〔－〕	－〔－〕	14.0〔13.8〕	230.2〔235.4〕	24.4（地下鉄） 5.2（市バス）
早期健全化基準 （黄色信号基準）	11.25～15.00	16.25～20.00	25.0	350.0 （政令市400.0）	20.0
財政再生基準 （赤信号基準）	20.00	30.00	35.0		